

# 工業製品製造業分野の特定技能制度について

2024年8月

経済産業省

# 目次

- 1. 特定技能制度の概要**
- 2. 産業分類の追加の検討状況**
- 3. 業務区分の追加の検討状況**

# 目次

- 1. 特定技能制度の概要**
2. 産業分類の追加の検討状況
3. 業務区分の追加の検討状況

# 特定技能制度の趣旨

- 「特定技能」は、人手不足対応として、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れる際の在留資格。
- 生産性向上や国内人材確保を行っても、なお人材確保が困難な状況にある産業上の分野が制度対象。

## 制度概要 ①在留資格について

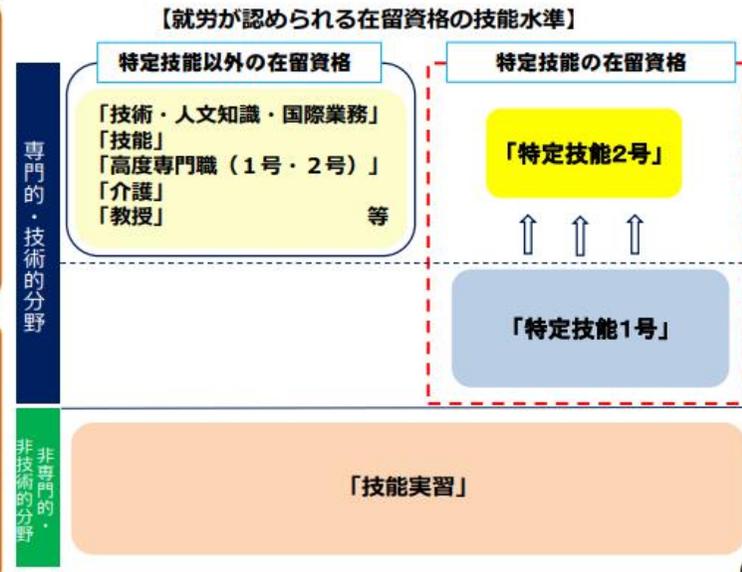
- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
  - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
 在留者数：245,784人（令和6年5月末現在、速報値）
  - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
 在留者数：98人（令和6年5月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野） 農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業  
 （赤字は特定技能2号でも受入れ可。青字は特定技能1号で受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定。）  
 （「工業製品製造業」は省令等を改正するまでは引き続き「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」として受入れ可。）

**特定技能1号のポイント**

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

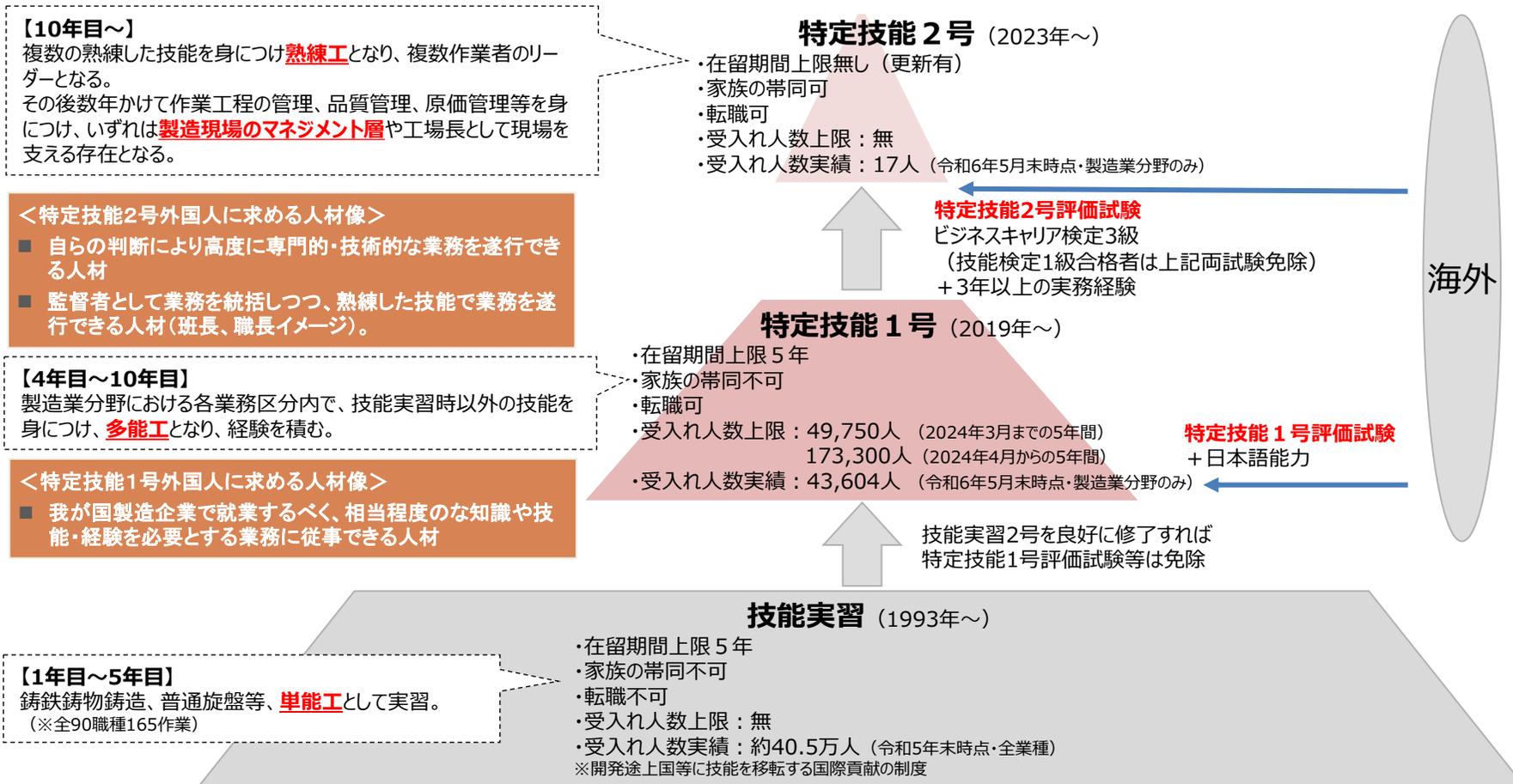
**特定技能2号のポイント**

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外



# 製造業分野における特定技能外国人の人材像・キャリアイメージ：特定技能1号、2号

- **特定技能1号**は、**相当程度の知識や技能・経験を必要とする業務に従事**する人材向けの在留資格。
- **特定技能2号**は、**自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行**する人材向けの在留資格。



# 受入れ機関として、特定技能1号制度で外国人を受け入れるまでの流れ

- 1号特定技能外国人の受入れ検討開始～就労開始までの工程概要は、以下のとおり。

## 1号特定技能外国人受入れの検討開始

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会

受け入れる外国人候補の探索

1号特定技能外国人支援計画の策定

受入れ予定の外国人との特定技能雇用契約の締結

地方出入国在留管理局への在留資格関連の申請

- ・海外から来日する外国人の場合 : 在留資格認定証明書交付申請
- ・日本国内に在留している外国人の場合 : 在留資格変更許可申請

【海外から来日する外国人の場合】在外公館への査証(ビザ)申請

## 1号特定技能外国人の就労開始

# 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の概要

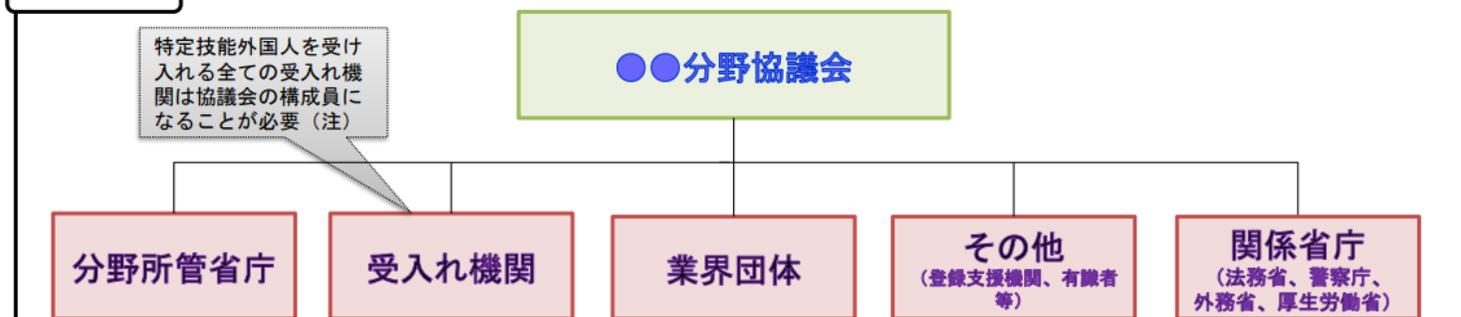
- 特定技能制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置している。**工業製品製造業分野では、経済産業省が「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」を設置。**
- 特定技能外国人を受け入れる**全ての受入れ機関は、協議会の構成員になることが必要。**

## 特定技能における分野別の協議会について

### ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

### イメージ



### 活動内容

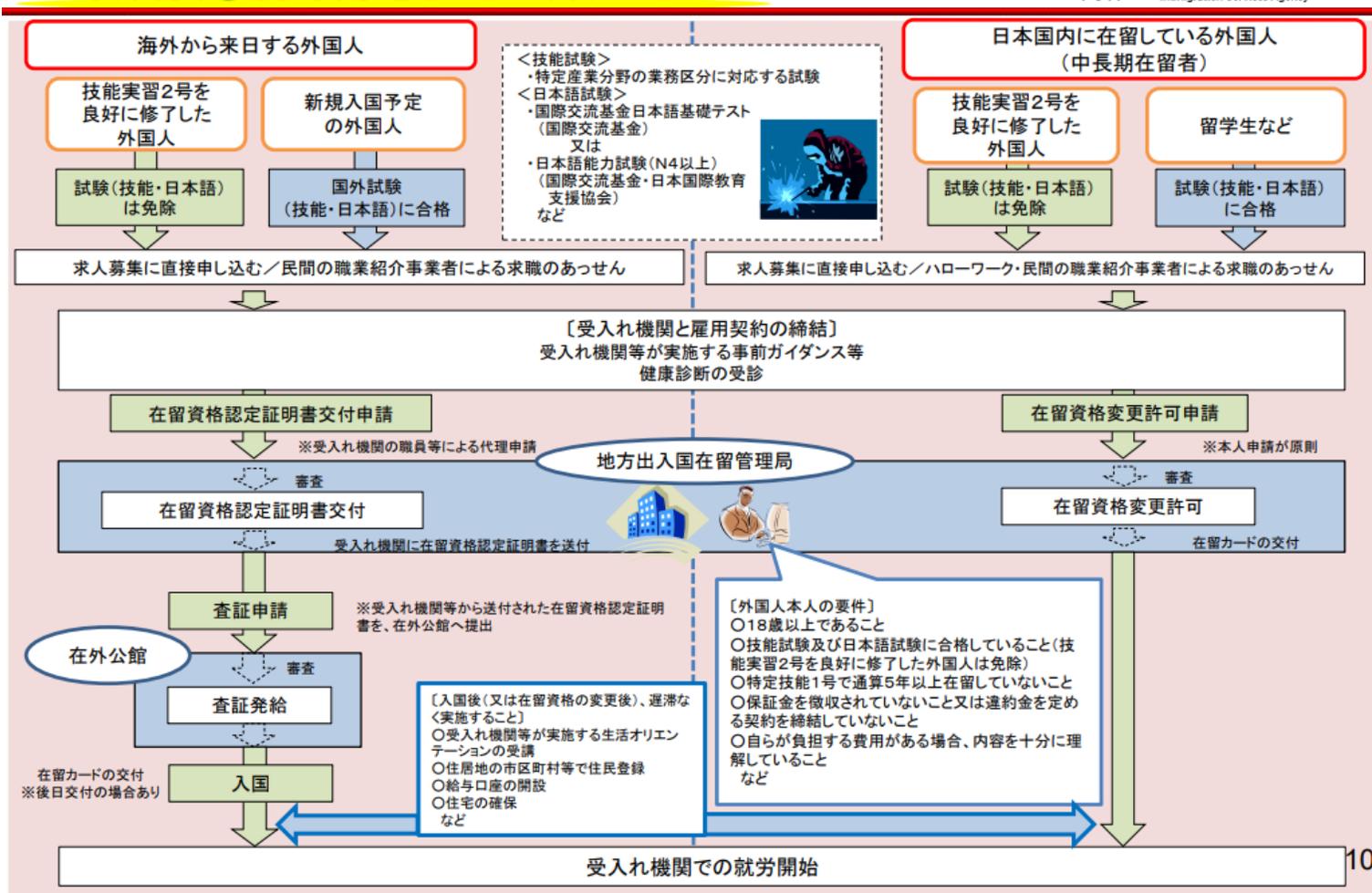
- 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

(注) 建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

# 外国人からみた特定技能1号での就労開始までの流れ

- 1号特定技能外国人として就労しようとする者は、前もって、**技能・日本語に関する試験の合格**か、**技能実習2号を良好に修了**することが必要。

## 制度概要③ 就労開始までの流れ



# 支援計画の概要①

- **特定技能外国人を受け入れる機関（受入れ機関）**は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようになるための**職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画）**を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

## 支援計画の概要①

### ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようになるための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。  
※特定技能2号については、支援義務がない。

### ■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。  
※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

### ■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(12ページ参照)の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

### ■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(13ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)

# 支援計画の概要②

- 支援計画には、下記10項目の実施内容・方法等の記載が必要。

## 支援計画の概要②

### ①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



### ②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



### ③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等  
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



### ④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



### ⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保険・税などの手続の同行、書類作成の補助



### ⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



### ⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



### ⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



### ⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



### ⑩定期的な面談・行政機関への通報

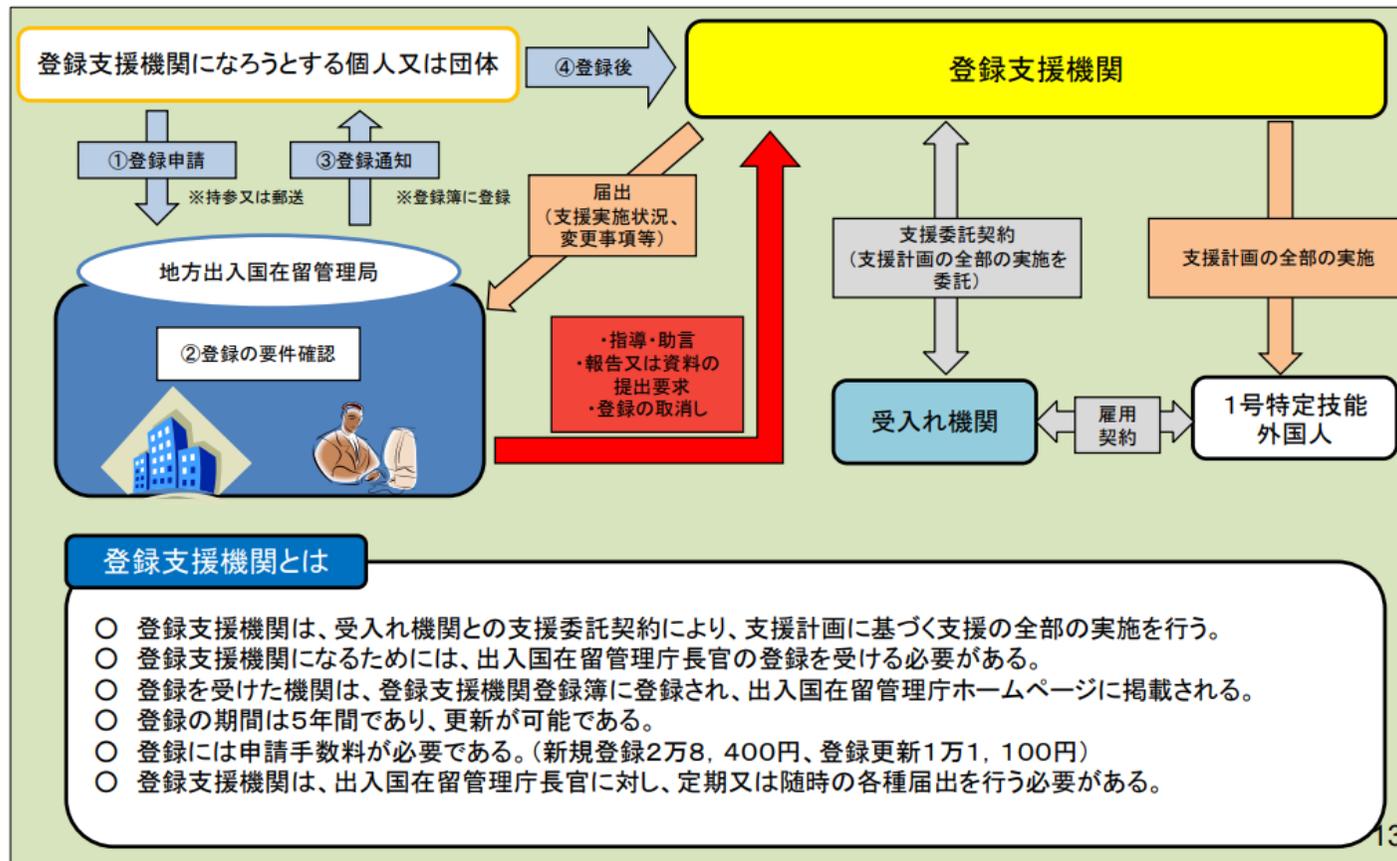
・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



## (参考) 登録支援機関

- 登録支援機関は、契約により受入れ機関から委託を受けて1号特定技能外国人の支援業務を行う者として、出入国在留管理庁長官の登録を受けた者。
- 各種基準への適合、外国人への適切な支援実施等の義務あり。

### 登録支援機関とは



# 受入れ機関の基準例①：特定技能雇用契約関連

- 受入れ機関は、外国人と適切な特定技能雇用契約を結ぶといった各種基準への適合、届出等の義務の履行が必要。

## 受入れ機関に関する基準①



〈法第2条の5第1項、第2項、特定技能基準省令第1条〉

### ■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

## 受入れ機関に関する基準②

〈法第2条の5第3項、第4項、特定技能基準省令第2条第1項〉

### ■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

## 受入れ機関に関する基準③

〈法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項〉

### ■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

- ① 以下のいずれかに該当すること
  - ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)
  - イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
  - ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
- ② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること
- ③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと
- ⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと
- ⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること
- ⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

# 受入れ機関の各種届出義務

- 受入れ機関は、出入国在留管理庁長官に対し、**各種届出を随時又は定期に行う義務あり。**
- 受入れ機関による**届出の不履行や虚偽の届出については、罰則の対象**とされている。

## 届出について（受入れ機関・登録支援機関）



### ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

### ■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

#### 【随時の届出】

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

#### 【定期の届出】

- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
- ・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

### ■ 登録支援機関の届出 ※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

#### 【随時の届出】

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

#### 【定期の届出】

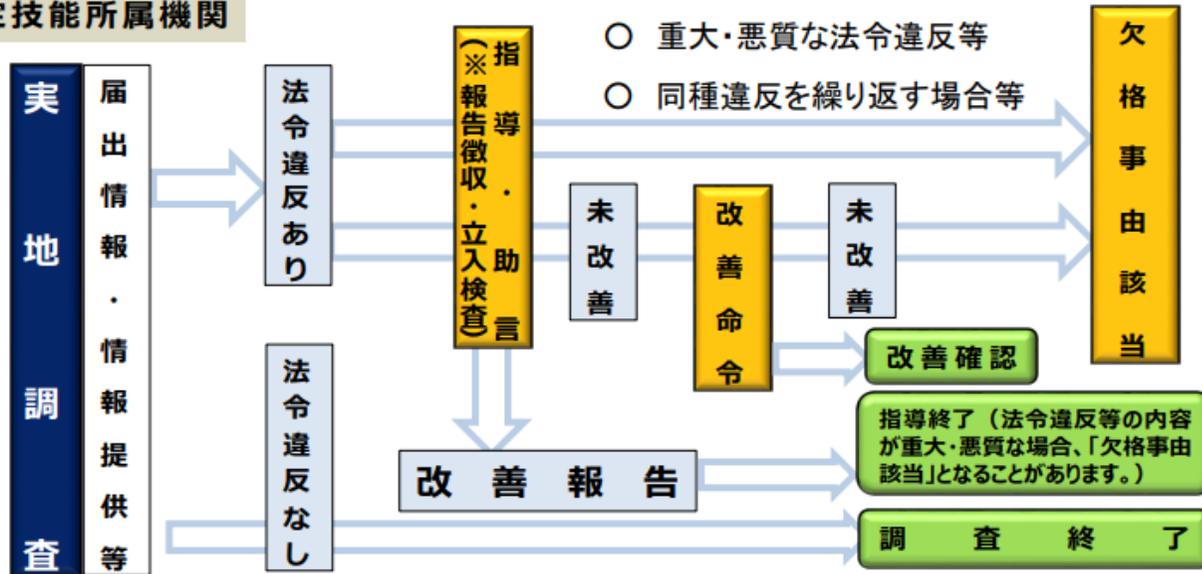
- ・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに  
○四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届出  
①第1四半期：1月1日から3月31日まで  
②第2四半期：4月1日から6月30日まで  
③第3四半期：7月1日から9月30日まで  
④第4四半期：10月1日から12月31日まで

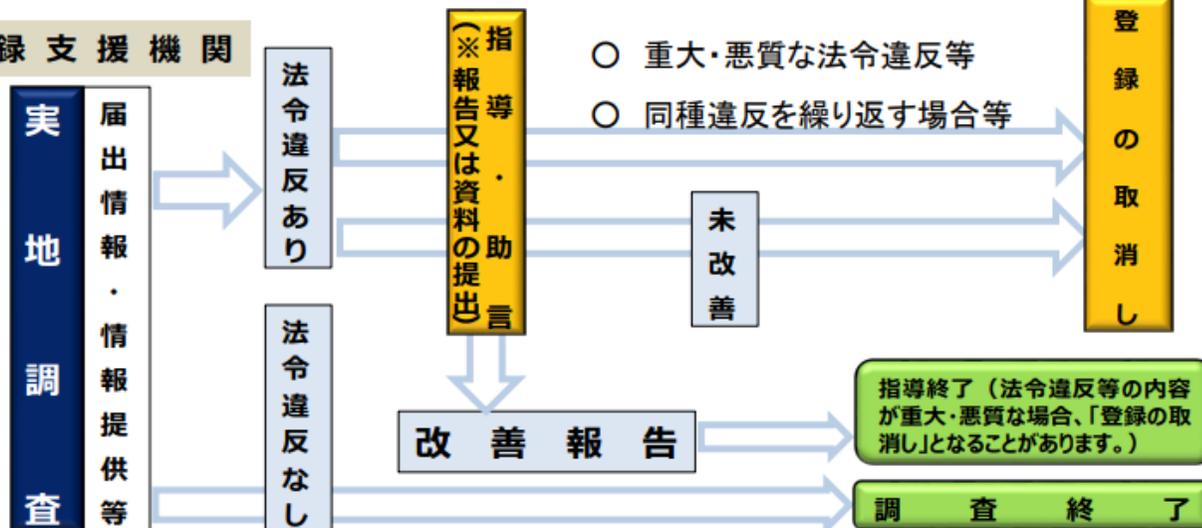
# (参考) 特定技能制度における行政処分等

## 特定技能制度における行政処分等について

### 特定技能所属機関



### 登録支援機関



関係法令等	
指導・助言	入管法第19条の19
報告徴収・立入検査	入管法第19条の20 ※必要に応じて実施
改善命令	入管法第19条の21
欠格事由 (該当)	特定技能基準省令において定める受入れの基準(を満たしていない)
指導・助言	入管法第19条の31
報告又は資料の提出	入管法第19条の34 ※必要に応じて実施
登録の取消し	入管法第19条の32 (取消事由) ・登録拒否事由に該当 ・委託を受けた支援等を実施していない ・支援に必要な体制を有していない等

# 目次

1. 特定技能制度の概要
- 2. 産業分類の追加の検討状況**
3. 業務区分の追加の検討状況

# 特定技能の対象分野：事業所の産業分類 x 外国人材が従事する業務区分で整理

- 特定技能制度の対象となり、外国人材を受入れ可能な産業等の範囲は、以下の観点で整理している。
  - (1)事業所が行っている産業の日本標準産業分類：告示で整理。経産省所管では現在、19分類が対象。
  - (2)外国人材が従事する業務区分：分野別運用方針等で整理。経産省所管では現在、3区分が対象。

## (1)素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における1号・2号特定技能外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類（2024年8月現在）

分類コード	項目名
2194	鋳型製造業（中子を含む）
225	鉄素形材製造業
235	非鉄金属素形材製造業
2422	機械刃物製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
245	金属素形材製品製造業
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465	金属熱処理業
2469	その他金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
25	はん用機械器具製造業（ただし、2591消火器具・消火装置製造業を除く。）
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業（ただし、274医療用機械器具・医療用品製造業、276武器製造業を除く。）
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業（ただし、2922内燃機関電装品製造業を除く。）
30	情報通信機械器具製造業
3295	工業用模型製造業

## (2)同分野で特定技能外国人が従事する業務区分（2024年8月現在）

- 1 機械金属加工
- 2 電気電子機器組立て
- 3 金属表面処理

## (参考) 事業所の製造業分野への該否の判断基準

- 特定技能外国人を受け入れようとする事業所が対象となる産業を行っているとは、**特定技能外国人が事業場において、直近1年間で、対象となる産業について製造品出荷額等が発生していることを指す。**

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領」（令和6年4月1日一部改正）（抜粋）

- 前記の日本産業分類に掲げる産業を行っているとは、特定技能外国人が業務に従事する事業場において、直近1年間で①～⑯に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。

製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発税を含んだ額のことを指します。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。
  - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
  - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
  - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

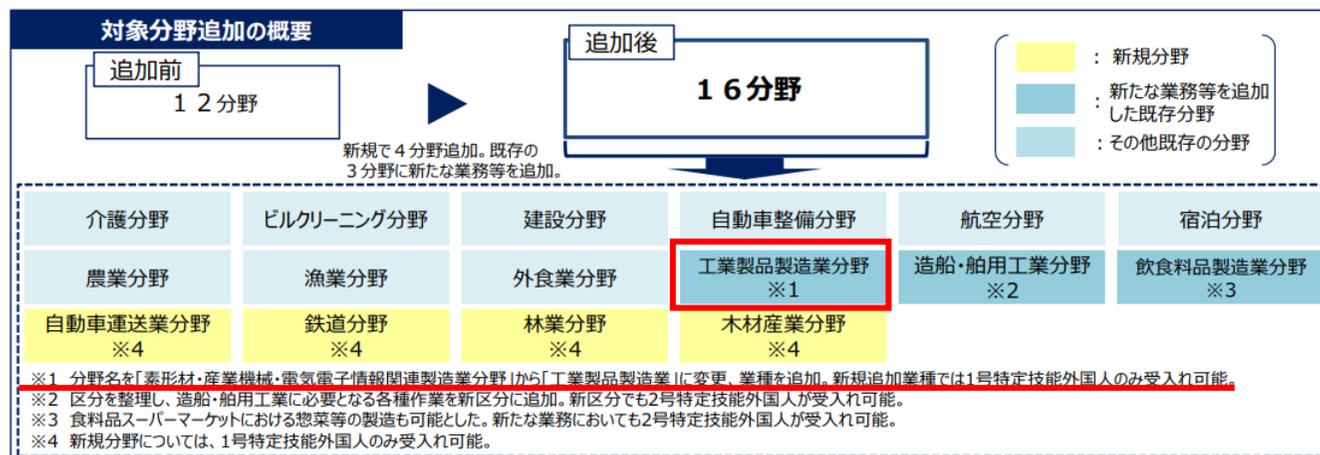
# 特定技能1号の対象となる業務区分の追加等に関する閣議決定（2024年3月29日）と産業分類の追加検討状況

- **2024年3月29日の閣議決定で、特定技能制度に係る基本方針※1・分野別運用方針※2を改定。「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」を「工業製品製造業分野」に変更し、特定技能1号の対象となる業務区分を拡大した。**

※1 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針 ※2 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

- **2024年秋にかけて告示等を改正し、特定技能1号の対象となる事業所の産業分類を、30分類追加する方向で検討中。**

## 特定技能制度の対象となる産業分類、業務区分の追加に関する閣議決定（2024年3月29日）の概要資料（抜粋）



	分野名	改正内容	改正後の業務区分	特定技能2号の受入れ	新たに関連させる技能実習の職種等	分野独自の要件
経済産業省	工業製品製造業	紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、陶磁器製品製造、繊維製品製造、縫製、R P F 製造、印刷・製本を新たな業務区分として追加。 既存の業務区分に鉄鋼、アルミサッシ、プラスチック製品、金属製品塗装、こん包関連の事業所を新たに含める。	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・陶磁器製品製造 ・繊維製品製造 ・縫製 ・R P F 製造 ・印刷・製本 [10業務区分]	新規追加業種は特定技能1号のみ受入れ可。	繊維・衣服関係等 (21職種38作業)	※

## 追加検討中の産業分類①：鉄鋼業関連 11産業分類

分類コード	項目名
2211	高炉による製鉄業
2212	高炉によらない製鉄業
2221	製鋼・製鋼圧延業
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2234	鋼管製造業
2291	鉄鋼シャースリット業
2299	他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）
2441	鉄骨製造業
2446	製缶板金業（ただし、高圧ガス溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
2499	他に分類されない金属製品製造（ただし、ドラム缶更生業に限る。）

### 質問1：

建設現場で鉄骨の溶接をしています。「2441－鉄骨製造業」に該当しますか。

### 回答1：

「2441－鉄骨製造業」は、工場内で鋼材を加工、溶接等をして鉄骨を製造した上で建設現場等に出荷する事業が想定されており、事業所内で鋼材の溶接等を行う場合は該当しますが、出荷された鉄骨を建設現場で溶接する作業の場合は該当しません。

※【日本標準産業分類】2441 鉄骨製造業

主として鉄骨を製造する事業所をいう。

○鉄骨製造業

×鉄塔製造業 [2442] ; 鋼橋製造業 [2442] ; 金属柵製造業 [2442] ; 鋼板煙突製造業 [2442]

## 追加検討中の産業分類②：金属製サッシ・ドア製造業

分類コード	項目名
2443	金属製サッシ・ドア製造業

**質問2：**  
建物に使用するアルミのドア・サッシの製造をしていますが、特定技能制度の対象産業分類になる見込みですか。

**回答2：**  
「2443－金属製サッシ・ドア製造業」に該当するため、受入れ可能となる見込みですが、実際には協議会入会手続き時に判断させていただきます。

※【日本標準産業分類】2443 金属製サッシ・ドア製造業  
主として建築用の金属製サッシ，ドアを製造する事業所をいう。  
○住宅用・ビル用アルミニウム製サッシ製造業；アルミニウム製ドア製造業；金属製サッシ・ドア製造業

## 追加検討中の産業分類③-1：プラスチック製品製造業

分類コード	項目名
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）

### 質問3-1：

ビニールハウスの廃材を材料にして、プラスチック成型でペレットを製造しています。  
「1852－廃プラスチック製品製造業」に該当しますか。

### 回答3-1：

「1852－廃プラスチック製品製造業」に該当するため、受入れ可能となる見込みですが、実際には協議会入会手続き時に判断させていただきます。

※【日本標準産業分類】1852 廃プラスチック製品製造業

主として押出し、圧縮などの成形加工により、廃プラスチックを原料とするプラスチック製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、くい、柵、魚礁などである。

○廃プラスチック製品製造業

×プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業 [181]；プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業 [182]；工業用プラスチック製品製造業 [183]；発泡・強化プラスチック製品製造業 [184]；再生プラスチック製造業 [1851]

## 追加検討中の産業分類③-2：プラスチック製品製造業

### 質問3-2：

プラスチックでラミネート加工をする事業者です。  
プラスチック製品製造業のいずれかに該当しますか。

### 回答3-2：

主として、プラスチックフィルム・シート等を元に各種加工を行っている場合は、「1825－プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業」に該当します。なお、ラミネート紙製造業は、「主として購入し又は委託された紙に、ろう、油、プラスチックなどを塗装、浸透又は積層加工を行う事業所」として、「1431－塗工紙製造業」に該当すると思われるため、「18－プラスチック製品製造業」には該当しません。

#### ※【日本標準産業分類】

##### 1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業

主としてプラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革成形品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

○プラスチック製袋製造業（購入フィルムによるもの）・・・（略）

##### 1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）

主として購入し又は委託された紙に、ろう、油、プラスチックなどを塗装、浸透又は積層加工を行う事業所をいう。

○ろう加工紙製造業・・・（略）・・・ラミネート紙製造業；プラスチック塗装紙製造業・・・（略）

### 質問3-3：

プラスチックで食品用容器・包装資材を製造しています。  
プラスチック製品製造業のいずれかに該当しますか。

### 回答3-3：

プラスチック製の容器であれば「1892－プラスチック製容器製造業」、包装資材であれば「1897－他に分類されないプラスチック製品製造業」に該当するため、受入れ可能となる見込みですが、実際には協議会入会手続き時に判断させていただきます。

## 追加検討中の産業分類③-3：プラスチック製品製造業

### 質問3-4：

プラスチックで自動車部品を製造しています。

「1832－輸送機械器具用プラスチック製品製造業」に該当しますか。

### 回答3-4：

「1832－輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）」に該当するため、受入れ可能となる見込みですが、実際には協議会入会手続き時に判断させていただきます。

※【日本標準産業分類】1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）

主として射出、圧縮などの成形加工により輸送機械器具用のプラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。プラスチックを成形したのち、ビス、ネジ等の接続器具を組み込むなどの加工を行う事業所は本分類に含まれる。ただし、同時成形加工を行うことによって歯車、軸受け、端子、抵抗器、コンデンサなどを製造する事業所は本分類に含まれない。主な製品は、自動車のバンパー・ダッシュボード・ホイールキャップなどである。

○プラスチック製自動車バンパー製造業

×プラスチック製歯車製造業 [2531] ; プラスチック製軸受製造業 [2594] ; 強化プラスチック製品製造業 [1843 又は 1844] ; 工業用プラスチック製品加工業 [1834]

### 質問3-5：

プラスチックの原料の製造をしています。

「1851－プラスチック成形材料製造業」に該当しますか。

### 回答3-5：

主として、プラスチックに充てん剤の配合等を行い成形材料を製造する場合、「1851－プラスチック成形材料製造業」に該当するため、受入れ可能となる見込みですが、実際には協議会入会手続き時に判断させていただきます。なお、「1635 プラスチック製造業」（主としてポリエチレン等のプラスチックを粉末、粒状等の形で製造する事業所）の場合は該当しません。

※【日本標準産業分類】1851 プラスチック成形材料製造業

主としてプラスチック又は回収プラスチックに充てん剤、安定剤、可塑剤、着色剤などの配合、混和を行って成形材料を製造する事業所をいう。

（略）

1635 プラスチック製造業 主としてプラスチックを粉末、粒状、液体の形で製造する事業所をいう。（略）

## 追加検討中の産業分類④：紙器・段ボール箱製造業関連 9産業分類

分類コード	項目名
141	パルプ製造業
1421	洋紙製造業
1422	板紙製造業
1423	機械すき和紙製造業
1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
1432	段ボール製造業
144	紙製品製造業
145	紙製容器製造業
149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

### 質問4：

段ボールの工業包装を行っています。紙器・段ボール箱製造業の対象になりますか。

### 回答4：

段ボール箱の製造は行わず、工業包装のみを行っている場合は、「484－こん包業」に該当すると思われるため、紙器・段ボール箱製造業関連の産業分類には該当しません。

なお、「484－こん包業」は、追加的な協議会入会要件等として、以下の内容を検討中です。

### こん包業の検討中の追加的な協議会入会要件等

要件	確認方法
日本梱包工業組合連合会に所属していること	検討中

## 追加検討中の産業分類⑤-1：コンクリート製品製造業

分類コード	項目名
2123	コンクリート製品製造業

**質問5-1：**  
**建築用の壁や柱をコンクリートで製造しています。**  
**「2123－コンクリート製品製造業」に該当しますか。**

回答5-1：

コンクリート製品として建築用の壁や柱を製造している場合は、「2123－コンクリート製品製造業」に該当するため、受入れ可能となる見込みですが、実際には協議会入会手続き時に判断させていただきます。なお、生コンクリートを製造している場合は、「2122－生コンクリート製造業」に該当するため、本制度の対象外となる見込みです。

※【日本標準産業分類】2123 コンクリート製品製造業

主としてコンクリート製の管、柱、くい、板、ブロックなどを製造する事業所をいう。

主として生コンクリートを製造する事業所は細分類 2122 に、気泡コンクリート製品を製造する事業所は細分類 2129 に分類される。

○コンクリートパイル製造業；コンクリートポール製造業；コンクリート管製造業；空洞コンクリートブロック製造業；土木用コンクリートブロック製造業；道路用コンクリート製品製造業；テラゾー製造業；プレストレストコンクリート製品製造業

（まくら木、はり、けた、矢板など）；建築用プレキャストコンクリートパネル製造業

×生コンクリート製造業〔2122〕；気泡コンクリート製品製造業〔2129〕

## 追加検討中の産業分類⑤-2：コンクリート製品製造業

**質問5-2：**

**コンクリート製品に対する金属加工をしています。  
「2123－コンクリート製品製造業」に該当しますか。**

**回答5-2：**

「2123－コンクリート製品製造業」は、コンクリート製品を製造する事業が想定されており、コンクリート製品の製造も行っている場合は該当しますが、金属加工のみを行っている場合は該当しません。

※【日本標準産業分類】2123 コンクリート製品製造業

主としてコンクリート製の管、柱、くい、板、ブロックなどを製造する事業所をいう。

主として生コンクリートを製造する事業所は細分類 2122 に、気泡コンクリート製品を製造する事業所は細分類 2129 に分類される。

○コンクリートパイル製造業；コンクリートポール製造業；コンクリート管製造業；空洞コンクリートブロック製造業；土木用コンクリートブロック製造業；道路用コンクリート製品製造業；テラゾー製造業；プレストレストコンクリート製品製造業

（まくら木、はり、けた、矢板など）；建築用プレキャストコンクリートパネル製造業

×生コンクリート製造業 [2122] ；気泡コンクリート製品製造業 [2129]

**質問5-3：**

**生コンクリートの製造をしています。  
「2123－コンクリート製品製造業」に該当しますか。**

**回答5-3：**

「2122－生コンクリート製造業」に該当するため、本制度の対象外となる見込みです。

※【日本標準産業分類】2122 生コンクリート製造業

主として生コンクリートを製造する事業所をいう。

○生コンクリート製造業

## 追加検討中の産業分類⑥：陶磁器製品製造業関連 2産業分類

分類コード	項目名
2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
2143	陶磁器製置物製造業

**質問6：**  
セラミックス製の食器を製造しています。  
「2142－食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業」に該当しますか。

**回答6：**  
「2142－食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業」に該当するため、受入れ可能となる見込みですが、実際には協議会入会手続き時に判断させていただきます。

※【日本標準産業分類】2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業  
主として食卓用，ちゅう房用の陶磁器を製造する事業所をいう。  
○陶磁器製食器製造業；陶磁器製ちゅう房器具製造業；陶磁器製こんろ製造業；土なべ製造業  
×花瓶製造業（陶磁器製のもの） [2143] ；ランプ台製造業（陶磁器製のもの） [2143]

## 追加検討中の産業分類⑦：繊維業

- 繊維業について追加検討中の産業分類は、以下のとおり。
- 繊維業について、追加的な協議会入会要件等として、以下の内容を検討中。

### 追加検討中の産業分類

分類コード	項目名
11	繊維工業

### 検討中の追加的な協議会入会要件等

要件	確認方法（調整中）
国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること	● 指定された第三者監査・認証制度の審査を受け、適合していることを証明する書類（対象となる監査・認証制度は後日公表）
勤怠管理を電子化していること	● 指定されたシステムの契約書や領収書 ● 導入機器（システム）の設置状況が分かる写真等（対象となるシステム等は後日公表）
パートナーシップ構築宣言の実施	● 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上の登録企業リストにおいて、自社が掲載されている箇所の画像 ● 宣言文のPDF及びURL
特定技能外国人の給与を月給制とする	● 所定の様式を使った誓約書（日給月給は対象外）（詳細は後日公表）

#### 質問7：

カーペット、カーテン、布団、ホテルリネンのクロスを製造しています。  
「繊維業」のいずれかに該当しますか。

#### 回答7-1：

「1193－じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」、「1199－他に分類されない繊維製品製造業」、「1191－寝具製造業」のいずれかに該当すると思われる、受入れ可能となる見込みですが、実際には協議会入会手続き時に判断させていただきます。

## 追加検討中の産業分類⑧-1：金属製品塗装業

分類コード	項目名
2461	金属製品塗装業

**質問8-1：**  
船体の塗装をしています。「2461－金属製品塗装業」に該当しますか。

回答8-1：

船体の塗装は、「0771－船体塗装業」や「3131－船体製造・修理業」等に該当すると思われるため、「2461－金属製品塗装業」には該当しません。ただし、船舶部分品の塗装を行っている場合は、「2461－金属製品塗装業」に該当する可能性があります。実際には協議会入会手続き時に判断させていただきます。

※【日本標準産業分類】2461 金属製品塗装業

主として他から受入れた金属製品にエナメル、ラッカーなどの塗装を行う事業所をいう。

ただし、漆の塗装を行う事業所は中分類 32 [3271] に分類される。

○エナメル塗装業（金属製品にエナメルを塗装するもの）；ラッカー塗装業（金属製品にラッカーを塗装するもの）

×漆塗装業 [3271]；ペンキ塗装業（主として看板書きを行うもの） [9293]

※【日本標準産業分類】0771 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）

主として建築物内外、建築設備、鉄塔、鉄橋その他の鋼製構築物、木柱、木べい、木橋その他の木造構築物、船舶などの塗装を行う事業所をいう。

○鋼橋塗装工事業；建築装飾工事業（塗装工事を主とするもの）；船舶塗装業

×看板書き業 [9293]；塗料卸売業 [5321]；道路標示・区画線工事業 [0772]

## 追加検討中の産業分類⑧-2：金属製品塗装業

### 質問8-2：

自動車の車体や、修理が必要な車や中古車の車体、部品の塗装を行っています。  
「2461－金属製品塗装業」に該当しますか。

### 回答8-2：

自らが製造した自動車の車体への塗装は、「31－輸送用機械器具製造業」に該当すると思われ、また、修理が必要な車や中古車の車体への塗装は、「8919－その他の自動車整備業」（自動車再塗装業）に該当すると思われるため、「2461－金属製品塗装業」には該当しません。

ただし、自動車の車体や自動車部品が、「2461－金属製品塗装業」の定義における「主として他から受け入れた金属製品」である場合は、「2461－金属製品塗装業」に該当する可能性があります。実際には協議会入会手続き時に判断させていただきます。

### 質問8-3：

建物資材を塗装する事業者です。「2461－金属製品塗装業」に該当しますか。

### 回答8-3：

建物資材が「2461－金属製品塗装業」の定義における「主として他から受け入れた金属製品」である場合は、「2461－金属製品塗装業」に該当するため、受入れ可能となる見込みですが、実際には協議会入会手続き時に判断させていただきます。

## 追加検討中の産業分類⑨：RPF製造業

分類コード	項目名
3299	他に分類されないその他の製造業（ただし、RPF製造業に限る。）

### 質問9：

固形燃料を製造しています。「3299 – 他に分類されないその他の製造業（ただし、RPF製造業に限る。）」に該当しますか。

### 回答9：

「3299 – 他に分類されないその他の製造業（ただし、RPF製造業に限る。）」は、対象の固形燃料をRPFに限っているため、RPFではない固形燃料の場合は該当しません。

※【日本標準産業分類】3299 他に分類されないその他の製造業

主として他のいずれにも分類されない各種製品を製造する事業所をいう。

○押絵製造業；靴中敷物製造業（革製を除く）；つえ製造業；幻灯スライド製造業；懐炉製造業；救命具製造業；獣毛整理業（羊毛，羊毛類似の毛を除く）；パールエッセンス製造業；人体保護具製造業（ヘルメット，顔面保護具など）；懐炉灰製造業；鳥獣魚類はく製製造業；たどん製造業；真珠核製造業；リリウム・同製品製造業；靴ふきマット製造業；線香製造業；葬具製造業；繊維壁材製造業；建築用吹付材製造業；ルームユニット製造業；種子帯製造業；におい袋製造業；はえ取紙製造業；オガライト製造業；オガタン製造業

×微粉炭製造業 [1799]；靴ひも製造業（革製） [2031]；靴ひも製造業（繊維製） [1155]；靴中敷物製造業（革製）

[2031]；毛皮製造業 [2081]；事務用のり製造業 [3269]；墨製造業 [3269]；朱肉製造業 [3269]；宝石箱製造業（貴金属製を除く） [3221]；小物箱製造業（貴金属製を除く） [3221]；人工芝製造業（合成樹脂製のもの） [1897]

## 追加検討中の産業分類⑩：印刷・同関連業

- 印刷・同関連業について追加検討中の産業分類は、以下のとおり。
- 印刷・同関連業について、追加的な協議会入会要件等として、以下の内容を検討中。

### 追加検討中の産業分類

分類コード	項目名
15	印刷・同関連業

### 検討中の追加的な協議会入会要件等

要件	確認方法
全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していること	検討中

#### 質問10：

プラスチック製の袋への印刷をする業者です。「1513－紙以外の印刷業」に該当しますか。

#### 回答10：

プラスチックフィルムへの印刷は、「1513－紙以外の印刷業」に該当するため、受入れ可能となる見込みですが、実際には協議会入会手続き時に判断させていただきます。

ただし、プラスチック製袋の製造は「15－印刷・同関連業」に該当しません。

※【日本標準産業分類】1513 紙以外の印刷業

主として紙以外に各種の印刷を行う事業所をいう。

○プラスチックフィルム印刷業；金属印刷業；布地印刷業

## 追加検討中の産業分類⑪：こん包業

- こん包業について追加検討中の産業分類は、以下のとおり。
- こん包業について、追加的な協議会入会要件等として、以下の内容を検討中。

### 追加検討中の産業分類

分類コード	項目名
484	こん包業

### 検討中の追加的な協議会入会要件等

要件	確認方法
日本梱包工業組合連合会に所属していること	検討中

#### 質問11-1：

追加要件について、東日本梱包工業組合、もしくは西日本梱包工業組合のどちらかに所属が必要ということでしょうか。

#### 回答11-1：

日本梱包工業組合連合会の会員資格要件によるため、日本梱包工業組合連合会に御確認ください。

#### 質問11-2：

製造品はなく、こん包のみを行う事業者です。「484－こん包業」に該当しますか。

#### 回答11-2：

こん包のみの場合でも「484－こん包業」に該当し、また、組立て・外装等を行わない場合は、「4841－こん包業（組立こん包業を除く）」に該当すると考えられますが、実際には協議会入会手続き時に判断させていただきます。

※【日本標準産業分類】4841 こん包業（組立こん包業を除く）  
主として運送のために物品の荷造り若しくはこん包を引受ける事業所をいう。  
○荷造業；貨物こん包業

# 目次

1. 特定技能制度の概要
2. 産業分類の追加の検討状況
- 3. 業務区分の追加の検討状況**

# 業務区分・技能に関する追加検討状況

- 2024年3月29日の閣議決定で、**特定技能1号の対象となる業務区分として、以下7区分が追加された。**
- また、対象となる産業分類の追加に当たり、**既存3業務区分に含まれる技能として、機械金属加工区分に「強化プラスチック成形」、「金属熱処理」技能が、電気電子機器組立て区分に「強化プラスチック成形」を追加する方向で調整中。**
- これらを踏まえ、**2024年秋頃に向けて、関係資料の改定作業を進めていく。**

	業務区分	含まれる技能（オレンジは新規追加予定の技能）					
既存3区分	①機械金属加工	鋳造	機械加工	工場板金	機械検査	塗装	金属熱処理
		鍛造	金属プレス加工	機械保全	電気機器組立て	溶接	強化プラスチック成形
		ダイカスト	鉄工	仕上げ	プラスチック成形	工業包装	
既存3区分	②電気電子機器組立て	機械加工	機械保全	プリント配線板製造	強化プラスチック成形		
		仕上げ	電子機器組立て	プラスチック成形			
		機械検査	電気機器組立て	工業包装			
追加7区分	③金属表面処理	めっき	アルミニウム陽極酸化処理				
	④紙器・段ボール箱製造	紙器・段ボール箱製造					
	⑤コンクリート製品製造	コンクリート製品製造					
追加7区分	⑥RPF製造	RPF製造					
	⑦陶磁器製品製造	陶磁器工業製品製造					
	⑧印刷・製本	印刷	製本				
	⑨紡織製品製造	紡績運転	染色	たて編ニット生地製造			
		織布運転	ニット製品製造	カーペット製造			
	⑩縫製	婦人子供服製造	下着類製造	帆布製品製造		座席シート縫製	
紳士服製造		寝具製作	布はく縫製				